

平成 26 年兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科規程第 24 号
地域資源マネジメント研究科教員評価等委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地域資源マネジメント研究科の教員に対する部局個人評価を行うために設置する地域資源マネジメント研究科教員評価等委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項について定めるものとする。

(業務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域資源マネジメント研究科の評価基準の策定
- (2) 所属の教員に対する業績評価
- (3) 地域資源マネジメント研究科長（以下、「研究科長」という。）に対して、評価結果にかかる不服申立てがあった場合における再審査・評価

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 地域資源マネジメント研究科長
- (2) 地域資源マネジメント研究科教授会で選出された領域毎の委員各 1 名

(任期)

第 4 条 前条に定める委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条に定める委員は、再任されることができる

(委員長)

第 5 条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、研究科長が指名した者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の 3 分の 2 を越える出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 委員長が評価に必要があると認めた場合は、委員会の同意を得て、当該教員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 2 月 17 日改正)

この規程は、令和 5 年 2 月 17 日から施行する。